

議題 3

平成28年度 国民健康保険料の改定（案）について

1 改定の趣旨

アクションプランでは、単年度収支を改善するため、実質収支比率※を少なくとも政令市平均まで引き上げることを目指している。

平成26年度から保険料の算定に告示方式を導入し、平成30年度を目途に実質収支比率を政令市平均まで改善させることを目指して、被保険者の急激な負担増に配慮しながら、段階的に引き上げることとしている。

平成28年度予算では実質収支比率を97.4%とし、それをもとに保険料所要額を算出し、条例の規定に従い、保険料率を決定し、告示する。

年度	H27	H28	H29	H30
実質収支比率	97.2%	97.4%	97.6%	97.8%

なお、制度改正に伴う収支の変動があった場合は、必要に応じて上記目安を見直すこととしている。

※実質収支比率：歳出総額に対する一般会計からの法定外繰入金を除いた自主財源の比率

2 改定（案）の内容

(1) 現年度分保険料の所要額

区分	予算（案）	改定しなかった場合
会計規模	110,748百万円	110,748百万円
現年分保険料	22,246百万円	21,645百万円
法定外繰入金	2,903百万円	3,475百万円

※改定率 全体 2.7%

(2) 改定（案）

実質収支比率の目安をもとに保険料所要額を算出し、条例の規定に従い、保険料率を決定した。また、賦課限度額を現行の85万円から89万円に引き上げる。（政令改正予定）

区分	改定（案）			旧料率		
	医療	支援金	介護	医療	支援	介護
所得割	6.37%	2.12%	2.22%	6.01%	2.00%	2.52%
均等割	18,480円	6,240円	9,840円	18,120円	6,120円	10,920円
平等割	25,440円	8,520円	7,440円	25,440円	8,520円	8,520円
賦課限度額	54万円	19万円	16万円	52万円	17万円	16万円

(3) 1人あたり平均保険料（年額）

区分	改定（案）による平均保険料	旧料率による平均保険料	増減
医療・支援金分	89,879円	85,999円	3,880円（4.5%）
介護分	29,818円	33,695円	△3,887円（△11.5%）

3 低所得者に対する負担軽減措置

(1) 保険料の法定軽減措置

平成28年度から、軽減措置の所得基準を景気の動向に合わせ調整する。（7割軽減を除く）

国民健康保険法施行令の改正に基づき、条例改正の予定。

なお、軽減には、成人の世帯員全員の所得申告が必要なため、未申告者に対する申告勧奨を強化する。

【調整の内容】

区分	所得基準	調整の対象世帯数
2割軽減	現行 33万円+（47万円×被保険者数）以下	600
	調整後 33万円+（48万円×被保険者数）以下	
5割軽減	現行 33万円+（26万円×被保険者数）以下	300
	調整後 33万円+（26.5万円×被保険者数）以下	
7割軽減	変更なし 33万円以下	—

調整の対象世帯は約900世帯。拡大は3年連続。

【2人世帯における軽減措置の所得基準額】

区分	調整後	現行
2割軽減	129万円以下	127万円以下
5割軽減	86万円以下	85万円以下
7割軽減	33万円以下（変更なし）	

(2) 本市独自の減額措置

改定による低所得者の負担増に配慮し、所得200万円未満の世帯に対し、市独自の1割減免を引き続き実施する。

世帯数	減免金額
約31,700世帯	約213百万円

4 収支改善に向けた取組

(1) 収納率の向上

アクションプランに定めた徴収対策（滞納整理の徹底、口座振替の促進等）を着実に推進し、目標収納率の達成を目指す。

【目標収納率】

区分	H26実績	H27目標	H28目標
現年分	90.0%	90.5%	90.9%
滞納繰越分	21.0%	20.4%	20.8%
合計	75.9%	75.8%	78.7%

(2) 医療費適正化の新たな取組

高齢化や医療の高度化などにより、今後も保険給付費等の増加が見込まれることから、ジェネリック医薬品の普及促進や、生活習慣病の予防・早期発見につながる特定保健指導の受診率向上のための施策を行う。